

◆感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第4期)の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、それぞれの対象エリア毎の「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第4期)を支給いたします。

【変更点】対象エリアの追加

8月4日開始の3市(広島市, 三原市, 廿日市市)に,

8月10日開始で4市(呉市, 尾道市, 福山市, 府中市)が新たに追加されました。

	対象エリア	要請期間
当初	広島市, 三原市, 廿日市市	8月 4日~9月12日(40日間)
追加	呉市, 尾道市, 福山市, 府中市	8月10日~9月12日(34日間)

(注) 今後、要請期間等が変更となる場合があります。

随時、情報を更新していきますので、ホームページやコールセンターにて、ご確認ください。

◆対象者

次の全てに該当する事業者が対象です。

(1) 飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。

(2) 「酒類」を提供する飲食店(飲食店営業許可「1類」または「3類」)で、
屋内に常設の飲食スペースを設けていること。

※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が飲食店営業許可「1類」又は「3類」であれば、対象となります。また、令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。

(3) 要請前に20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。)

(4) 「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。

※ 協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。
(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として登録されます。)

※ 要請前に酒類を提供しない飲食店や要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、対象外です。

◆支給要件

支給要件は、次のとおりです。

飲食を主として業としている店舗(昼営業の Snackbar やカラオケ喫茶等)において、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の提供を自粛することが要件です。

(カラオケを主として業を行っている店舗(カラオケボックス)は除く。)

・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。

・20時までの時短営業(酒類の提供11時~19時)を行った場合、時間短縮申請となります。

※ 1日でも通常営業(20時を超えて営業)を行った場合には、支給できません。

(注) 店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業扱いとなります。

◆支給額

支給額は、次のとおりです。

	【中小企業】	【大企業】
時短	2.0～7.0万円/日	最大19万円/日
休業	2.5～7.5万円/日	最大19.5万円/日

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。

◆早期給付申請 **早期給付の申請受付期間を延長しました。**

要請期間後に受け付ける申請(以下、「本申請」という)に先立ち、協力金の一部を早期給付します。

○早期給付額

1店舗あたり 25万円(一律) ※対象エリア内に所在する店舗に限ります。

○早期給付を申請できる事業者(早期給付の申請は、1事業者1回に限ります。)

次の全てに該当する事業者のみ申請が可能です。

- (1)中小企業及び個人事業主
- (2)過去実施分の広島県感染症拡大防止協力支援金の受給者
- (3)本申請を「売上高方式」で申請する者

○早期給付の申請受付期間

令和3年8月10日(火)～令和3年8月31日(火) ※申請期間延長

※申請方法等の詳細については、こちらのURLをご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-sanyonki.html>



◆本申請手続

(1)本申請の方法

電子申請又は郵送(簡易書留等、配達記録が分かる方法で郵送してください。)

(2)本申請に必要な書類

※申請書類等については、要請期間の終了日までにホームページにて公表します。

(URLは、上記に記載のものと同様です。)

◆本申請受付期間 要請期間終了後、準備が整い次第開始します。

◆問い合わせ先 広島県協力支援金センター 082-248-6851

月・水・金(9時30分～20時)

火・木・土(9時30分～17時) ※日、祝日を除く